

各障がい福祉サービス事業所等運営法人 御中

島根県健康福祉部障がい福祉課
サービス育成係

「令和6年度障害福祉分野のICT導入モデル事業（令和5年度からの繰越分）」の
国庫補助協議について

平素は、本県の障がい福祉施策の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、事業実施に係る国庫補助協議を行いますので、事業の実施を希望される法人におかれましては、下記により書類の提出をお願いします。

記

1 対象者

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者（松江市内に所在する施設・事業所は除く。）

※児童福祉法に基づく障害児通所支援事業者、障害児入所支援事業者及び障害児相談支援事業者は対象外ですが、「地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業」（こども家庭庁）の補助対象となります。当該事業についても同じスキームで行われる予定であり、別途 HP に掲載しております。

2 手続等

（別紙）を参照の上、協議書類をメールで下記の提出先に提出してください。

※事業の手引きやQAをご確認の上、記載誤り等がないよう作成してください。

3 提出期限

令和6年5月29日（水） 17時

4 提出先

島根県健康福祉部 障がい福祉課 サービス育成係

メールアドレス：syogai-ikusei@pref.shimane.lg.jp

5 その他

- ・今回の協議は、令和5年度補正予算分として実施する事業であり、原則として令和6年度中に事業完了することが必要となります。・県の予算の範囲内での事業実施となりますので、上記の書類を提出されたことによって、補助を確約するものではありません。
- ・本事業により ICT 機器等を導入した事業者は、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果

等について報告していただく必要があります。また、その内容を自身のホームページ等で公表する必要があります。

- ・該当が無い場合は、提出の必要はありません。
- ・県が行う ICT 導入に係る研修会（本研修会への参加が補助要件）の開催時期等については、別途お知らせします。

問合せ先：障がい福祉課 サービス育成係 堀江

TEL：0852-22-6898 FAX：0852-22-6687

1. 補助対象等

○補助対象

- ①情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
 - ②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
 - ③通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）
 - ④保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）
- （③、④については、①、②の導入に必要なものに限り補助対象）

※詳しくは、「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業実施要綱（案）」（厚生労働省）の「6. 補助対象」の内容を確認してください。

○補助割合

国：1／2、 県：1／4、 事業者1／4

※補助単価は、1施設又は事業所あたり1,000千円が上限

2. 提出書類

○補助事業の実施を希望する法人は、以下3点の協議書類を提出してください。

- 別紙3 障害福祉分野の ICT 導入モデル事業 事業計画書（国庫補助協議用）
- 別紙4 障害福祉分野の ICT 導入モデル事業 積算内訳
- 見積書の写し（複数業者から徴収）（PDFファイル）

※別紙3、別紙4の様式、実施要綱、Q & A等の資料は、島根県のホームページに掲載しています。

[トップ](#) > [医療・福祉](#) > [福祉](#) > [障がい者福祉](#) > [事業者向け](#)

「[障害福祉サービス事業所や関係医療機関への情報提供コーナー](#)」の

[28 障害福祉分野の ICT 導入事業](#)

[障害福祉分野の ICT 導入モデル事業](#)

3. 留意事項

- ・経済産業省が実施している「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」及びこども家庭庁が実施している「令和5年度地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業」により補助を受けた ICT 導入事業については、本事業の対象外です。
- ・過去に同様の ICT 導入支援補助金（「令和4年度障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」等）により補助を受け、同種の ICT 機器等を購入したことがある事業者は、補助の対象外です。